

介護予防・日常生活支援総合事業の評価について(案)

1 目的

- 高齢者がいつまでも住みなれた地域でその人らしく暮らせるために、地域の実状に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進することが重要である。そのために、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた取り組みを推進する。
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、①データに基づく課題分析と対応、②適切な目標による実績評価、③インセンティブの付与の仕組みが制度化された。
- 地域の実情に応じた取り組みや目標を設定することで、より効果的な取り組みに発展していく必要がある。
- ↓
- 自己評価を行うことで、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取り組みを推進する。
- 目標達成状況を確認し、事業効果や今後の課題に気づき、関係者間で共有するための視点とする。
- 自己評価することで、強みや弱みを把握し、政策に反映することを目的とする。

2 評価期間

- 平成30年度(平成30年4月から平成31年3月まで)の1年間とする。
- 評価の実施期間は、概ね平成31年5月から6月の期間とする。以降は、毎年度実施する。

3 事業評価の概要

国地域支援事業実施要綱にある「総合事業の評価」を、①住民主体の介護予防、②生活支援体制整備、③地域リハビリテーション活動の活用、④地域ケア会議の活用からの視点も含めて確認し、現状を振り返ることとした。

- また、あわせて保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標についても確認する。
- 自己評価後は、一般介護予防評価委員会で報告し課題や改善策を協議する。
- 評価結果は、予算や政策に反映させる。

(1) 評価の視点により自己評価する。

(2) 評価の実施方法

- 次の方法で実施し、結果を一般介護予防評価委員会に報告し、課題と改善策等を協議する。
- 高齢支援課職員による自己評価
- 項目ごとに評価を行い、その指標は4段階とし、期待する基準に達しているか確認する
- ・多摩市総合事業の事業評価 自己評価票
- ・自立支援・重度化防止等に資する施策の推進 介護予防/日常生活支援に関する実施状況(国調査)

4 スケジュール

時期	多摩市高齢支援課	東京都・国関係
平成30年 6月	・保険者機能評価交付金の指標に基づく評価を都、国に提出	・保険者機能強化推進交付金（市町村分）評価指標の該当状況調査
7月	・一般介護予防事業評価委員会に総合事業実施要綱による総合事業の評価の項目に概ね添って報告 ・保険者機能評価交付金の指標に基づく評価について報告	
11月	・一般介護予防評価委員会への報告と協議 ・保険者機能評価交付金の指標に基づく、多摩市における評価指標を提案	・保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標の該当状況調査結果について（情報提供）
平成31年 3月	・一般介護予防事業評価委員会で評価指標の決定	・保険者機能強化推進交付金（市町村分）決定？ ※時期は不明
5から6月	・介護保険運営協議会で平成30年度評価結果報告	
7月頃	・平成31年度第1回一般介護予防評価委員会で評価結果報告 ・評価結果公表 市ホームページ	

5 自己評価について

- ① 自己評価し、目標達成状況を確認する。
- ② 自己評価をすることで、高齢支援課職員、関係者と話し合いをし、事業効果や市の課題等に気づき共有化されることを目的とする。
- ③ 自己評価とあわせて定量評価を行い、客観的な資料収集と、自己評価のプロセス及び内容を確認することを目的とする。
- ④ 関係者間で共有するための視点とする。